

事例 公立保育所(園)「嘱託・臨時職員」組合結成の思い

実現目標年度まで 2回シリーズ
あと、4年余り その2(終)

4月号に続き、今、なぜ「1000万連合」なのか?! 第2弾として産別における組織化の事例を紹介します。

労働組合の役割は、労働条件の向上はもちろんですが、労働環境の改善(=働きやすい職場)を行うことも大きな取り組みの一つであります。

今回紹介する事例は公立保育所(園、以下保育園)に働く「嘱託・臨時職員」といわれる非正規労働者の仲間の組織化の事例です。

保育園は保育士が主な業務を行っていますが、子どもたちの安全のために施設を保守点検する管理技士や給食を提供する栄養士など、保育士のほかに様々な役割の職員が働いています。また、公立・私立に分かれ、公立保育園は市の子育て支援に関する予算において賄われており、国の制度に基づき運営が行われていますが、業務の補佐や正規労働者の休職期間のピンチヒッターとして「臨時・嘱託」といわれる非正規労働者が活躍しています。

正規の保育士は自治労の組合員として組織化されていますが、非正規の保育士などは非組合員であります、同じ職場で働く仲間として活躍されていました。

非正規労働者といえども、園の中では保育から事務処理など業務量も多く週30時間に限定された勤務となっており、各園でシフトを組み正規保育士と同様に働いています。

しかし、昇給も無く超勤もままならない現状の中、疑問や不満があることが、自治労の組織担当者によるオルグ活動で感じ取られ『何とかしてあげたい』との思いが募り、昨年6月よりコミュニケーションをはかりながら、労働組合の結成に向け、学習会や説明会を積み重ねてきました。

今年2月11日に高崎市立保育所で働く嘱託職員労働組合の結成大会に結び付けられ、21園・240名の新たな労働組合が誕生しました。

取材当日、組合結成後、初めての労働条件改善要求に対する回答を基に執行委員会で交渉の報告と今後の取り組みについて活発な論議が開催されていました。

執行委員会後に、長谷川委員長から、「日頃のもやもやした気持ちや他の園の状況など、組合を結成してはじめて聞くことができた。みんなの声をまとめて交渉できることは前進だが、組合員のためにも1つでもいいから早く回答を引き出し、成果を示したい」とキラキラと目を輝かせ、組合結成の喜びと希望に満ちた表情を見せてくれました。



執行委員会であいさつに立つ長谷川委員長



連合が方針でうたっている非正規労働者の組織化が実践された事例であり、各組織の参考に組織化・働く仲間の支援の取り組みを強化していただきたいと思えます。

組織拡大の種はいたるところにあるのです。



〜安心して働きたい・暮らしたい困〜
「民法改正しよう」

皆さん、民法が改正されるってご存知でしたか? 民法は明治29年に制定された、私法の一般法について定めた法律で、今回はそのうちの債権関係について、改正がされます。

「要綱案」は同法が制定された1896(明治29)年以來の社会・経済の変化に対応し、国民一般に分かりやすいものにする等の観点から、国民の日常生活や経済活動に関わりの深い「契約」に関する規定を中心に見直されるものとなっています。

現在、電車やバスの乗車契約、電気・ガスの供給規約、保険約款、インターネットの利用規約やネット販売など、大量に多様な取引で広範に利用されていますが、民法には約款に関する規定がないなど、不明確となっていました。

そこで、今回民法の見直しが行われます。主な内容としては、①消滅時効の簡明化・統一化、②定型約款の明文化、③保証人保護方策の拡充債権、④貸借の敷金の明文化、など全体では200項目に及びます。

一例を挙げると個人間の貸借債権などの時効期間や生命・身体の侵害による「損害賠償請求権」の時効期間等が見直されます。

連合は、労働分野の民法ユーザーという立場でこの審議に参画しており、契約ルールを定める債権法改正が労働契約や労働紛争など労働分野において悪影響をもたらすことがないよう意見を述べてきました。今後、国会審議などを通じて残る疑問点の解消をはかるべく取り組みを進めて行きます。

また、法案成立後は、円滑な施行に向け広く国民に周知を行うとともに、労働政策審議会において、民法改正を踏まえた関係する労働法改正の検討に速やかに着手するよう政府に求めています。

「法律」と聞くと「難しい・よく分からない」と思われる方が多いと思いますが、安心して生活を送るためにも法律を知っておくことは大切です。後々「知らなかった」とならないよう、一度勉強してみたいかがでしょうか?

(飯田)